

令和2年4月27日

港湾施設利用者各位

横浜港埠頭株式会社

新型コロナウイルスの影響に伴う港湾施設使用料の支払猶予について

平素より、横浜港をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスの影響に伴う経営環境の悪化や資金繰りの改善を支援するため、横浜市の決定により港湾施設使用料等の支払い延長を希望される事業者の方には、当社で内容を確認のうえ、以下のとおり猶予期間を設定いたしますので、ご希望される場合は、お手続き願います。

1 対象

新型コロナウイルスの影響により、以下の項目で支払猶予をご希望の方のうち、納期が令和2年5月31日となっているもの。(口座振替の場合は5月27日)

港湾施設使用料

(上屋・荷さばき地等使用料(一般使用・専用使用)、ふ頭用地、岸壁使用料等)

※入港料、電気・水道料金は対象外です。

2 猶予期間

令和2年11月30日

※支払猶予をご希望される際、猶予対象としないものも含め、同一の使用者コードに係る案件は、全て一律納入通知書(窓口払い)に切替えての請求とさせていただきますので、ご注意ください。

3 申出方法

支払猶予をご希望の方は、別紙の「支払猶予申出書」に記載の上、5月11日(必着)の期日までに、直接または郵送によりご提出ください。

※提出先(経営経理課)に直接お持ち込みいただいても構いません。(平日8:30~17:15)

【問合せ先】支払猶予に係るご質問は、下記までお問合せください。

南部管理事務所 045-621-6321 北部管理事務所 045-521-8080

経営経理課 045-671-7295

【支払猶予申出書 提出先】

231-0023 横浜市中区山下町2 横浜港埠頭株式会社 経営経理課あて

支払猶予申出書

会社名

住所

代表者

印

(使用許可申請者等で構いません)

担当者名

TEL

新型コロナウイルスの影響により、以下の項目で支払猶予を希望します。

使用者コード (5桁の数字) *別紙をご覧ください。	記入欄
	※支払い猶予希望の案件に係る使用者コードが複数ある場合はすべて列記してください。

該当項目に を入れてください。

港湾施設使用料

(荷さばき地、在来貨物ターミナル用地、ふ頭用地、岸壁、物揚場、その他施設、港湾厚生施設)

上屋使用料 (上屋一般・上屋専用・上屋事務所)

使用者コード確認方法

令和 年 月 日

横浜港埠頭株式会社
代表取締役社長 伊東 保介

口座振替通知書

金額 _____

内訳
摘要

引落予定日 令和 年 月 日
上記金額を引落予定日に指定口座から引き落とします。

使用者コード
ここにある 5 桁の番号

※見本は口座振替依頼書ですが、納入通知書でも同じ場所に使用者コードが記載されています。